

窒素酸化物

施設の 種類	使用燃料、規模の区分 ※3		基準濃度 (cm ³ /m ³) ※4				Onの値
			～H3. 3. 14	H3. 3. 15～ H4. 3. 31	H4. 4. 1～ H13. 3. 31	H13. 4. 1～	
※1 ボイラー	ガスを専焼 させるもの	100リットル以上	80	45		5	
		100リットル未満	85	45			
	液体を専焼 させるもの	100リットル以上	90	65	50	4	
		100リットル未満	100	65			
※2 ガスタービン	ガスを専焼 させるもの	50000kW以上	25		10	16	
		2000kW以上 50000kW未満	35	25			
		2000kW未満	50	35			
	液体を専焼 させるもの	50000kW以上	25		10		
		2000kW以上 50000kW未満	50	25			
		2000kW未満	60	35			
※機 2 関 ゼ ル	25リットル以上	190	110		13		
	25リットル未満	500	380				
ンよガ 機びス 関ガ機 ※ソ関 2 リお	50リットル以上	300	200		0		
	50リットル未満	500	300				

※1：熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものおよび伝熱面積が10m²未満のものを除く

※2：指定作業場の要件に該当するもの

※3：リットル表示をしてあるのは重油換算した1時間当たりの燃料の燃焼能力、kW表示をしてあるのは発電量換算の施設の定格出力を表す

※4：施設の設置日により異なる

上記の表に掲げる窒素酸化物の基準濃度は、次の式により算出された値とします。

$$C = Cs \times (21 - On) / (21 - Os)$$

C：窒素酸化物の濃度 (ppm)

Cs：窒素酸化物の実測濃度 (ppm)

日本工業規格K0104に定める方法により測定された濃度を0℃、1気圧中の濃度に換算したもの

On：標準酸素濃度

上記の表に掲げる値

Os：排出ガス中の酸素濃度

ただし、Osが20%を超えるときは、20%とする。